

生活習慣病の予防強化

【質問】毎年、会社の健診で肥満といわれますが、なかなか解消しないのが悩みです。健診の仕組みを新しくするなど、国は生活習慣病の予防強化に取り組むようですが、どのような内容でしょうか？

(会社員)

健診を充実 医療費抑制

【回答】職場や地域で行われている健康診断(健診)は二〇〇八年度から大きく変わります。今年六月に医療制度改革関連法が成立しましたが、この法律の柱の一つが生活習慣病を予防するために健診を充実させ、医療費を抑制しようとする試みです。厚生労働省は都道府県ごとに目標を設定し、一五年度には患者や予備群を25%減少させるとしています。

糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病は、国民医療費の三割を占め、死因別死亡割合では六割にも達しています。この生活習慣病予防の鍵となるのがメタボリック症候群です。メタボリック症候群は、内臓脂肪が引き金となって生活習慣病が起った状態で、次第に動脈硬化が進展して脳梗塞(こうそく)や心筋梗塞が起りやすくなります。

日本では四十歳以上の男性の二人に一人が、女性の五人に一人が同症候群だといわれています。健診はメタボリック症候群に照準を合わせて行われます。〇八年度から市町村国民健康保険などの医療保険運営者に、四十歳以上を対象とした健診が義務付けられ、保健指導が強化されます。従来の検査項目に加え、腹囲や尿酸の測定が追加されます。

メタボリック症候群に該当する人のうち、治療が必要な人は医療機関への受診を勧めます。軽症の該当者や予備群は三ランクに分けて、ランクに応じて三〜六カ月間生活改善や禁煙、運動などのきめ細かい保健指導を行います。生活習慣病を予防して医療費を削減しようとする考え方は、理にかなっていて画期的です。しかし、今まで低かった健診受診



メタボリック症候群に照準

率が簡単に上がるとは思えませんが、国民への啓発活動を十分に行い、国民一人一人が、健康な生活を送るための健診の意義を理解することが何より大切です。また保健指導を行う人材の育成も重要です。人材育成の具体的方法などはこれから検討されますが、県内では、医師や看護師も今までの経験を生かすべく、積極的に参加したいと考えています。肥満の解消については、県医師会では専門医を派遣し、県民の健康と体力相談事業を毎月第一と第三土曜日の午後、県立総合体育館スポーツ科学課で行っていますので、この事業への参加をお勧めします。詳細は同課(電095・848・3515)へお問い合わせください。(県医師会)